

# 仕 様 書

## 1 業務名

四万十市観光パンフレット作製業務

## 2 目的

四万十市観光パンフレット「夢のながれ四万十川」は、平成15年に初版され、増刷の際に軽微な記載事項の改正を実施してきたが、そのデザイン及び形態は、トピックの紹介や構成が当時のまま大きく変更されていない現状である。

従って、四万十川に代表される本市の観光資源をより魅力的かつ分かりやすく紹介し、インバウンド対応との連携性など、求められるニーズに応え、本市への来訪の動機となる観光パンフレットを新たに作製することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月14日

## 4 業務内容

### (1) 業務内容

四万十市の指示または協議により、四万十市観光パンフレットの企画、編集、制作（原稿データの作成、イラスト等の作成、写真撮影及び加工、取材、デザイン、レイアウト、編集、校正、翻訳、版下作成、印刷）を行う。

- ① 四万十市観光パンフレット（日本語版）作製
- ② 四万十市観光パンフレット（英語版）作製
- ③ 四万十市観光パンフレット（繁体語版）作製

### (2) 規格

品名	規格	数量	備考
観光パンフレット 日本語版	A4版カラー 全24ページ	15,000冊	
観光パンフレット 英語版	A4版カラー 全24ページ	2,000冊	
観光パンフレット 繁体語版	A4版カラー 全24ページ	2,000冊	

用紙 マットコート紙90k 印刷 オールカラー

### (3) 成果物

- ① 印刷物
- ② 日本語版及び外国語版それぞれの版下データ（以下の2種類）  
Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。
  - ア 再編集可能なデータ
  - イ アウトライン化済みのデータ
- ③ PDFファイル

## 5 パンフレットの内容

- (1) 四万十川を始めとする本市観光資源を魅力的に伝えるもの。
- (2) 『見たい、食べたい、体験したい』など実際に行きたくなる要素を盛り込み、遊び心をもたせて市内の豊富な観光資源の活用例、体験例など全体の魅力が伝わるもの。
- (3) 四万十市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、理解しやすいもの
- (4) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの
- (5) ユニバーサルデザインを取り入れ、老若男女、障がいの有無に関わらず誰にでも読みやすいもの。
- (6) 多言語への対応が可能となるもの
- (7) 掲載内容
  - ① 観光スポット（歴史文化・草花・沈下橋等の観光施設）
  - ② アクティビティ（体験メニュー）
  - ③ 宿泊・温泉
  - ④ イベント
  - ⑤ 食の魅力（飲食店・特産品やお土産等）
  - ⑥ 交通アクセス等の基本情報
  - ⑦ その他※掲載内容については、四万十市と受託者の協議の上、最終決定とする。

## 6 留意事項

- (1) 業務体制
  - ① あらかじめ四万十市と調整したスケジュールに基づき行うこと。
  - ② 本業務の遂行に十分な知識と経験を有する担当者又は協力者を確保すること。
  - ③ 翻訳にあたっては、1名以上のネイティブチェックが行える体制を確保すること。
- (2) 個別事項
  - ① 文字原稿を含む全ての原稿（写真、地図、イラスト等）を作製すること。ただし、四万十市が作製、提供するものは除く。
  - ② 編集・デザイン・レイアウトは四万十市の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
  - ③ 校正作業は、四万十市が校了と判断するまで行うものとする。

## 7 特記事項

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- (2) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を四万十市に譲渡すること。
- (3) 成果品の所有権は、受託者が四万十市に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、四万十市に移転するものとする。
- (4) 成果品は四万十市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。
- (5) 本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- (6) 次年度以降における成果品から派生する掲載内容のリーフレット等の作製については、本業務受託者と随意契約により委託契約を締結する場合がある。
- (7) この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。